

# 滋賀県水道協会会則

## 第1章 総則

(名称および事務局)

第1条 本会は、滋賀県水道協会と称し、事務局を大津市京町四丁目1-1 滋賀県琵琶湖環境部上下水道課（以下、「上下水道課」という。）に置く。

(目的)

第2条 本会は、水道の健全な普及ならびに維持管理の万全を図り、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 水道の普及に関すること。
- (2) 水道の維持管理技術の向上に関すること。
- (3) 水道の設計施工の指導に関すること。
- (4) 会員相互の技術の交流に関すること。
- (5) その他、本会の目的達成に必要なこと。

## 第2章 会員

(会員)

第4条 本会の会員は、正会員、特別会員および準会員ならびに賛助会員および協力会員とする。

(会員種別)

第5条 正会員は、滋賀県下において水道を布設し、または、布設計画中の市町および一部事務組合とする。特別会員は、滋賀県企業庁とする。準会員は、滋賀県下において専用水道を所管し、水道事業の経営は行わない市町とする。賛助会員は、滋賀県下に事業所を持つ専用水道設置者とする。協力会員は、水道関連の法人および団体等とする。

(入会)

第6条 本会に入会しようとする者は、入会願を提出し、役員会の承認を得て会員の資格を取得するものとする。

(退会)

第7条 会員が本会を退会しようとするときは、退会願を提出し、役員会の承認を得なければならない。

(会費)

第8条 会員は、その会員種別に応じて、本条第1号に定める普通会費を納めなければならない。また、正会員および特別会員は、前段の普通会費とは別に、本条第2号に定める一時会費を納めなければならない。

(1) 普通会費の額は、次表のとおりとする。なお、次表における給水人口は、前々年度の給水人口とする。

| 会員種別                                                               |                      | 普通会費の年額        |                                                         |
|--------------------------------------------------------------------|----------------------|----------------|---------------------------------------------------------|
| 正会員<br>(給水人口により、正会員を右欄のとおり区分する。また、正会員にあっては、均等割と給水人口割の計を普通会費の年額とする) | 10,000人以下            | 均等割<br>20,000円 | 給水人口割<br>給水人口1人あたり3円を乗じた額。ただし、その額が14,000円を超える場合は14,000円 |
|                                                                    | 10,000人超、20,000人以下   | 20,000円        | 29,000円                                                 |
|                                                                    | 20,000人超、25,000人以下   | 20,000円        | 56,000円                                                 |
|                                                                    | 25,000人超、30,000人以下   | 20,000円        | 75,000円                                                 |
|                                                                    | 30,000人超、60,000人以下   | 20,000円        | 79,000円                                                 |
|                                                                    | 60,000人超、100,000人以下  | 20,000円        | 83,000円                                                 |
|                                                                    | 100,000人超、200,000人以下 | 20,000円        | 91,000円                                                 |
|                                                                    | 200,000人超、300,000人以下 | 20,000円        | 200,000円                                                |
|                                                                    | 300,000人超            | 20,000円        | 265,000円                                                |
| 特別会員                                                               |                      | 285,000円       |                                                         |
| 準会員                                                                |                      | 20,000円        |                                                         |
| 賛助会員                                                               |                      | 5,000円         |                                                         |
| 協力会員                                                               |                      | 20,000円        |                                                         |

(2) 一時会費の額は、国土交通省、環境省および上下水道課所管の水道関連補助金および交付金の額（災害復旧関連事業分は除く）の12/1000に相当する額とする。ただし、その額が、500,000円を超える場合は、500,000円とする。

### 第3章 組織

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名 (内1名を常務理事とする。)
- (4) 監事 3名

(役員を選任)

第10条 本会の役員のうち、会長および副会長は、理事の互選により選出する。理事および監事は、正会員である市町の長および一部事務組合の長の中から、総会において選出する。ただし、常務理事は上下水道課の課長を、監事のうち1名は、上下水道課の室長、参事または課長補佐をもって充てる。

(役員任期)

第11条 本会の役員任期は、2年とする。ただし、再選は妨げない。

(任期途中の役員交代)

第12条 本会の役員のうち理事または監事が、その代表する正会員の代表者の職を退いたときは、後任の代表者が当該理事または監事に就任するものとする。ただし、後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第13条 本会の役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、会長の職務を代行する。
- (3) 常務理事は、会長の指揮を受け会務を処理する。
- (4) 役員は、役員会を構成し重要事項を審議する。
- (5) 監事は、会計を監査する。

(顧問および参与)

第14条 本会に顧問および参与を置くことができる。

- (1) 顧問および参与は、会長の推薦により役員会で承認する。
- (2) 顧問は、会長の諮問に応ずる。
- (3) 参与は、本会の運営について意見を具申する。

(委員会および部会)

第15条 本会は、必要に応じて、特定の業務について審議を行う委員会を置くことが

できる。

2 本会は、必要に応じて、特定の業務を処理する部会を置くことができる。

3 前2項の委員会および部会の設置については、役員会の審議を経て、会長が別に定める。

(書記)

第16条 本会に書記を置く。書記の任免は、会長が行う。

(書記の服務規律および労働条件)

第17条 前条の書記のうち、専任の書記の服務規律および労働条件については、役員会の審議を経て、会長が別に定める。

## 第4章 会議

(総会)

第18条 本会の総会は、毎年1回開催する。ただし、正会員の2分の1以上の請求があったとき、または、役員会において必要と認められたときは、臨時総会を開催する。

(総会審議事項)

第19条 次に掲げる事項は、総会の議決または承認を必要とする。

- (1) 収支予算および決算
- (2) 事業計画および事業執行報告
- (3) 会則の改廃

(定足数および決議要件)

第20条 総会は、正会員2分の1以上出席しなければ会議を開くことができない。総会の議決は出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、本会の解散を議決しようとするときは、出席正会員の3分の2以上の同意がなければならない。

(役員会)

第21条 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

2 役員会は、次の事項を審議し、議決することができる。

- (1) 本会の運営に関すること。
- (2) 補正予算の編成に関すること。

3 前項第2号の補正予算を編成した場合は、次期の総会に報告しなければならない。

## 第5章 その他

### (経費)

第22条 本会の経費は、次の各号をもってこれに充てる。

- (1) 会費
- (2) 負担金
- (3) 寄付金
- (4) 事務収入、その他

### (負担金)

第23条 本会が特定の会員のために実施する事業により、当該会員が利益を受けるときは、当該会員は本会に対して、その利益に相当する負担金を納入するものとする。

2 負担金の金額と納入については、役員会の審議を経て、会長が別に定める。

### (会計年度)

第24条 本会の会計年度は毎年4月1日にはじまり翌年3月31日に終わる。

### (書記の給与)

第25条 第16条に規定する書記のうち、本会の専任書記の給与については、役員会の審議を経て、会長が別に定める。

### (役員および書記の旅費)

第26条 本会の事業のため、役員または書記が旅行したときは、県の旅費支給条例を準用して旅費を支給する。ただし、旅費支給に関する証拠書類の調製については、事務局で別途定める内規による。

### 附 則

この会則は、昭和30年7月3日から施行する。

### 附 則（一部改正）

この会則は、昭和36年7月1日から施行する。

### 附 則（一部改正）

この会則は、昭和37年7月19日から施行する。

### 附 則（一部改正）

この会則は、昭和42年7月26日から施行する。

### 附 則（一部改正）

この会則は、昭和46年4月1日から施行する。

### 附 則（一部改正）

この会則は、昭和49年 6 月13日から施行する。

附 則（一部改正）

この会則は、昭和55年 5 月26日から施行する。

附 則（一部改正）

この会則は、昭和57年 5 月13日から施行する。

附 則（一部改正）

この会則は、昭和62年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この会則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この会則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この会則は、平成 4 年 5 月28日から施行する。

附 則（一部改正）

この会則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この会則は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この会則は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この会則は、平成17年 7 月 6 日から施行する。

附 則（一部改正）

この会則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この会則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この会則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この会則は、平成29年 7 月13日から施行する。

附 則（一部改正）

この会則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この会則は、令和元年 7 月19日から施行する。

附 則（一部改正）

この会則は、令和 6 年 4 月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この会則は、令和 7 年 7 月30日から施行する。

附 則（一部改正）

この会則は、令和８年４月１日から施行する。